

第 6 1 回兵庫県国土利用計画審議会

平成 2 9 年 2 月 2 1 日 (火)

神 戸 市 教 育 会 館

## 第61回兵庫県国土利用計画審議会

平成29年2月21日（火）

神戸市教育会館 404会議室

開会 午前10時00分

○会長        それでは、ただいまから審議にはいります。本日の議案は諮問案件3件と報告案件6件です。まず、内容に入ります前に、法制度につきまして理解を深めて頂くため、事務局から国土利用計画法の概要及び土地利用基本計画の説明についてお願いします。

○事務局        資料としましては、参考資料「国土利用計画法の概要」をお願いいたします。資料の構成といたしまして、1ページ目が国土利用計画法の体系図、2ページ目以降が国土利用計画法について、3ページ目以降が国土利用計画について、6ページ目以降が土地利用基本計画についてとなっております。

まず、1ページをお願いいたします。「国土利用計画法の体系」でございます。法の目的といたしましては、国土利用計画の策定に関し必要な事項を定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることとしております。基本理念は、公共の福祉優先、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることとなっております。国土利用計画は、国土利用に関する基本構想や利用区分毎の面積規模の目標を定めるものでございまして、全国計画を基本に、各都道府県の計画が策定されます。土地利用基本計画は、土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に、規制基準としての役割を果たすものでございまして、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五地域に係る5万分の1の計画図面と、土地利用の調整等に関する事項を定めた計画書で構成されます。土地取引規制に関する措置についても規定さ

れており、過去のような開発盛んないし地価上昇期にはない現状におきましては、法定面積以上の土地について、土地売買等の契約締結後に行う事後届出制度の運用によりまして、粛々と状況把握を行っている次第でございます。2ページをお願いいたします。「1 国土利用計画法について」でございます。戦後、土地需給の逼迫から地価の高騰、宅地や公共用地の取得難が生じ、また投機的な土地取引が行われるなど、土地問題が極めて深刻なものとなりました。これらを抜本的に解決するため、総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的として、昭和49年に国土利用計画法が作られました。国土法では、国土を有限なものとして捉え、これを適正に管理するための総合的な国土利用政策が必要であるという認識のもと、先ほどもお話しいたしました基本理念が第2条に明記されております。この基本理念を着実に実現していくため、総合的かつ基本的な国土利用に関する長期的な計画を樹立し、各政策を展開していく必要があることから、国、都道府県、市町の各段階において、相互に十分調整のとれた国土利用計画を策定することとされています。そして、土地利用規制の体系化ということで、国土利用に関する諸計画を効果的に実行するためには、従来、都計法、農振法等の個別法によっておりました土地利用規制を総合的な観点から調整する必要があるとございます。このため、都道府県ごとに土地利用基本計画を作成することとし、地図上に具体的に都市地域や農業地域等を明示して、個別法運用上の指針を与えることとしております。3ページをお願いいたします。「2 兵庫県国土利用計画について」でございます。今年度は、第五次計画の策定の年ということで、特別委員会で3回、審議会で2回に渡ってご審議いただき、先月答申をいただいたところでございます。誠にありがとうございました。明日上程が予定されておりますこの2月県議会で議決がなされれば、晴れて策定ということになります。県の国土利用計画は、県土の利用に関する基本的事項を定めるものであり、市町の国土利用計画や県の土地利用基本計画の基本となるほか、県土の利用に関し、各種計画の行政上の指針となるものでございます。よって、直接事業を行うための

性格を持つものでなく、県土利用の方向性を定める長期ビジョンのようなものとなります。4ページをお願いいたします。3の策定経緯のところにありますように、今回も含め、過去5回の計画策定を行ってまいりました。今回の五次計画は、平成21年の人口ピークを過ぎ、本格的な人口減少社会に突入して初めて策定する計画となりました。計画の基本方針といたしましては、本格的な人口減少下における県土管理水準等の低下、自然環境等の悪化、災害に対して脆弱な県土といった課題への対応のみならず、兵庫らしい地域創生に資する前向きな県土利用に取り組むため、①兵庫の強みを活かした適切な県土利用、②複合的な施策の推進と県土の選択的な利用、③多様な主体の参画と協働による県土マネジメントの3つとさせていただきました。6ページをお願いいたします。「3土地利用基本計画について」でございます。土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として策定するもので、県土を都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五地域に区分したうえで、それぞれの地域ごとの土地利用の原則と地域間の調整指導方針を示すものでございます。また、五地域区分に係る土地利用に関する諸法律に基づく土地利用計画に対する上位計画といたしまして行政部内の総合調整機能を果たす。具体には、関係部署が集まっての調整会議の開催となりますが、それとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものでございます。国土利用計画で示される国土利用に関する構想に沿って現実の土地利用がなされることを確保するため、都市、農業、森林など五地域の計画図面と、土地利用の調整等に関する事項について定めます。なお、計画図面につきましては、五地域区分に加え、参考として個別法に基づく細区分も表示しております。7ページをお願いいたします。土地利用に係る諸計画の上位計画となるべき土地利用基本計画におきましては、個別規制法による地域・区域とこれらに対応する五地域区分が乖離しないように運用するとともに、個別規制法による地域・区分を変更しようとする場合は、あらかじめ計画図を変更しなければなりません。よって、計画図面は原則毎年変更

を行ってきております。また、計画書の方につきましては、国土利用計画を基本として策定することとされていますことから、これまでも国土利用計画の策定を受けて変更してまいりました。よって、来年度が土地利用基本計画書の変更の年になります。変更手続についてですが、土地利用基本計画の変更の際は、国土利用計画審議会と関係市町長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければなりませんでしたが。しかし、地方分権改革の一環として、土地利用基本計画の策定及び変更時の都道府県と国との協議については、「意見聴取」とすることで、去る12月20日に閣議決定されたところであり、このあたりの手続は今後省力化される見込みでございます。8ページに五地域区分と各個別規制法の地域区分との関係を示しており、9ページに計画図の例を載せております。10ページには計画書の概要を載せてございます。第四次の国土利用計画の内容を簡潔に記載したものとなっております。11ページをお願いいたします。こちらが土地利用基本計画の存在意義の最たるものではないかと思われませんが、五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針をまとめたものでございます。重複した場合の優先順位や土地利用の誘導方向等を示したものであり、例えば、森林地域の保安林と都市地域が重複した場合は、保安林を優先する、自然公園地域と森林地域が重複した場合は、両地域が両立できるように調整を図る、といった具合です。12ページは、土地利用基本計画の機能ということで、1ページ図も掲載しております。土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画間の総合調整機能を果たすプラットフォームであるとともに、土地利用規制に関する計画の上位計画としての機能、マスタープランとしての働きも合わせ持つものでございます。13ページをお願いいたします。森林地域の縮小案件の取扱いでございます。これは平成23年2月の第54回国土利用計画審議会において議決がなされました。森林地域が縮小されることに伴い、他の四地域区分にも該当しない、いわゆる「白地地域」を生じてしまう案件につきましては、森林法に基づく開発行為規制である林地開発許可、これは森林審議会での審議を踏まえてなされるものでございますが、

この許可がなされた時点で本審議会に情報提供させていただき、その後、開発行為が完了すれば、本国土利用計画審議会でのご審議を経て、土地利用基本計画上の森林地域の縮小を行います。これを踏まえて、地域森林計画上の縮小を行うという流れでございます。なお、「白地地域」を生じない案件につきましては、報告事項として開発行為完了後に本審議会にご報告するという取扱いにさせていただくことにより、手続の簡素化を図るものでございます。14ページをお願いいたします。「白地地域」への対応についてでございますが、国土法の制定当初におきましては、「白地地域＝開発規制等の対象とされていないことが多い地域」という意味合いが強かったため、極力その解消を図るべきとされてまいりました。しかし、現在では、平成13年に改正された都市計画法や平成6年に施行された本県独自の条例でございます「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」によりまして、適正な土地利用の規制・誘導が可能となっておりますことから、白地地域の発生がすべて問題であるとは認識しておりません。白地地域の増減の適・不適は、一義的に定まるものではなく、土地利用に際し、行政として法手続を通して一定の対応を講じることとは可能であると考えております。以上、「国土利用計画法の概要」についてご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

○会長            ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら承りたいと思います。

○1番委員        1点だけ教えていただきたいのですが、7ページの③土地利用基本計画の変更手続きというところで、さきほどご説明いただいたのですが、最後のところに地方分権改革の一環として、協議が意見聴取へ変わるということが閣議決定されたとありますが、今まででしたら国と都道府県との協議ということだったんですが、意見聴取となるということは、仕組み的に今後どのように変更になるのかということと、それに対して、本県として国に対して何かご意見を申し上げているのかということをお教えいただければと思います。

○事務局 事前の協議が必要ということで、今まででしたら協議をして同意を得ないと土地利用基本計画の変更が認められないということだったのが、今回、地方できちんとやるようにということで、意見聴取で済むということになったということが大きな違いかなと思います。実は今年度、国の方で土地利用基本計画制度の検討会が開かれまして、そちらも踏まえて、この地方分権改革ということで協議から意見聴取になるということをごさしまして、このあたりについては、うちの土地対策室長も委員となって発言してきたところです。それも踏まえて閣議決定に至ったということです。

○1番委員 今のご報告で、本県としてもそれを同意したということで、地方分権の関係で、土地対策室長も出られて、合意してきたということによろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。

○2番委員 白地地域の定義というのはどういう定義なのでしょう。

○事務局 土地利用基本計画は、5地域、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域とあるのですが、これらいずれの地域にも該当しないところを、土地利用基本計画では白地地域と言います。特に森林地域の開発などでは、昔ゴルフ場の開発とかいっぱいあったんですけど、ゴルフ場なんかは、森林地域から外れると別に都市地域でも農地でもないの、5地域から外れるため、県内で多いのはゴルフ場で白地地域になっております。県全体で0.2%ほどです。

○会長 よろしいでしょうか。他にご質問ご意見ございませんでしょうか。それでは議案の方に移ってまいりたいと思います。お手元の議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。議案、土地利用基本計画の一部変更について、まず諮問案件につきまして審議を行います。事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは「議案」の冊子をお願いします。まず1ページ目をご覧ください。

まず、案件の説明に入る前に、土地利用基本計画図の見方についてご説明させていただきます。右下の図が今回変更予定の土地利用基本計画図の一部です。凡例は、土地利用基本計画の5地域区分である都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域と、各個別規制法ごとの細区分を表示しております。また、変更案件が縮小の場合は、縮小部分を黄色塗りつぶしで表示しております。今回の変更案件にはございませんが、拡大の場合は、拡大部分をピンク色で塗りつぶして表示することとなっております。

それでは議案についてご説明させていただきます。諮問案件1は、「小野農業地域の縮小」です。変更内容ですが、現在、この区域は農業地域と都市地域が重複しておりますが、農業地域を縮小し、都市地域のみとします。左下の位置図をご覧ください。まず変更区域の位置は、左下の位置図の赤枠を囲った場所です。小野市のほぼ中心部に位置している小野市中島という地点です。市内を南北に走る国道175号の西約800m、また市内を東西に走る県道三木穴栗線に面しており、市内全域からのアクセスに優れた場所でございます。当該地区を含む周辺一帯は、小野市において、行政・文化・商業等複合的な都市機能が集積するゾーンとして位置づけられ、都市拠点として整備が進められており、変更区域の南側には、市立図書館や交流館等の公共施設のほか、ビジネスホテルが整備され市街化区域となっております。現在、当該変更区域には、セレモニーホール、小野警察署が立地しているほか、小野市役所新庁舎及び来庁者用駐車場が、平成32年開所を目指して整備を進められております。当該変更区域は、現在市街化調整区域となっておりますが、南側と同様、市街化区域へ編入し、整備を進めることで隣接する市街化区域と土地利用の連続性をはかり、良好な市街地を形成していくため、今回、市街化調整区域から市街化区域に変更し、それに伴い、農業地域を外すということです。今回変更する農業地域の縮小面積は4ヘクタールです。農業地域が縮小したあとは、都市地域のみとなります。なお、個別法においては、今後、国土法上の農業地域を縮小としたのちに、



「市街化区域への編入」と、「農業振興地域から除外」がされる予定です。

○会長　ただいま事務局からご説明いただきましたが、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

○1番委員　小野の案件ですが、地理的によくわからないので、本来でしたら、審議会での現地調査とか含めてやった方がいいのかなと思うのですが、こういう手続きの状況ですので、周辺でこれからこの案件が議決されますと、あと市街化区域への変更の手続きですとか、農業振興地域から外されていくということですが、土地所有者の方とかそこで農業をやっている方だとかそういう方々が今どのような現状なのかが大事かと思しますので、その点についてご報告いただけますか。

○事務局　変更区域の土地の所有者、区域内の地権者については、既に全て同意を得られていると聞いております。

○1番委員　同意されていらっしゃるということで、確認をさせていただきました。

○会長　他に特にご意見ご質問ございませんでしょうか。それでは2つ目の諮問案件　加西都市地域の縮小についてご説明をお願いします。

○事務局　それでは、諮問案件の2つ目の「加西都市地域の縮小」についてご説明します。2ページをお願いします。今回の変更点は、現在土地利用基本計画では、この場所は、都市地域、農業地域、森林地域、自然環境保全地域の4つの地域が重複しておりますが、都市地域のみ縮小するというものです。まず変更区域の位置は、加西市北部に位置しております。変更区域は現在、土地利用基本計画上では、都市地域ではありますが、この区域は、都市計画法上では、都市計画区域外の場所でございます。左側中央の「※参考」にも記載させていただいておりますが、土地利用基本計画では、いずれ都市的土地利用などが見込まれるような区域を、都市計画法より先に都市地域として指定しております。県内では、加西市のほか、三木市や小野市、加東市、西脇市、養父市、篠山市の一部において指定

しております。この加西市の変更区域は、いずれ都市的土地利用を行っていくと  
いうことで、昭和50年7月から都市地域としておりましたが、現在の状況は、農  
業振興地域が多く、また交通利便性も低く、将来的にも都市的土地利用の需要は  
低いと推測され、今後、都市計画区域とする見込みがないという判断が、加西市、  
県都市計画課からなされたことにより、今回、現状に合わせ、都市地域を縮小し  
ようとするものです。今回変更する都市地域の縮小面積は3,223ヘクタールです。  
なお、この都市地域の縮小により土地利用の状況が変化するものではありません  
ので、個別法の変更はございません。また、参考に記載している三木市や小野市  
など6市については、都市的土地利用が明確になれば、都市計画法上で都市計画  
区域の指定がなされることになるとは思います。現時点では、都市計画区域への  
編入は実現していない状況でございます。2件目の加西都市地域の縮小の説明は  
以上です。

○会長　　ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見ございましたら  
お願いします。

○3番委員　参考のために聞きたいのですが、例えば都市地域で都市計画区域に入  
っていないのと同じように、農業地域だけ農振地域に入っていないところはあ  
るのですか。個別法と土地利用基本計画が整合していないものは他にもたくさん  
あるのでしょうか。

○事務局　都市地域のみでして、他は整合しております。

○会長　　はい。よろしいでしょうか。他にご意見ございませんか。それでは、続き  
まして3つ目の諮問案件　佐用森林地域の縮小につきまして、ご説明をお願いします。

○事務局　　3ページをお願いします。　　諮問案件3件目は、「佐用森林地域の  
縮小」です。今回の変更内容は、現在、土地利用基本計画では、農業地域と森林  
地域が重複している場所になりますが、林地開発許可がなされ、森林ではなくな

ったため、森林地域を縮小し、一部白地地域になる予定です。位置図をご覧ください。場所は、佐用町の南端部及び上郡町にまたがった標高380メートルの山間部に有り、現地は生い茂った自然林の緩やかな丘陵地です。当該変更区域は、鶏の飼育施設の設置のため、林地開発許可がなされております。付近には人家がなく、被害、苦情等が発生する恐れがないこと、鶏の飼育に必要な適度な降水量とわき水が確保できることから、当該区域が選定されております。今回変更する森林地域の縮小面積は5ヘクタールです。南側の上郡町側は1haあり、農業地域が残りますので、森林地域が縮小し、白地地域となるのは、北側の佐用町側4haとなります。白地地域というのは、先ほど概要でもご説明させていただきましたが、個別規制法5法の地域に属さない地域のことを言い、土地利用基本計画上、白地地域になりますと、規制がかからなくなると思われがちですが、都市計画区域外であっても1ヘクタール以上の開発行為については知事の許可が必要であり、また兵庫県の緑豊かな地域環境の形成に関する条例により、県内の線引き都市計画区域以外の地域では原則1,000平米以上の開発行為は許可制、あるいは協議制をとることとなっております。これらの制度によりまして、白地地域の土地利用についても、一定の規制や誘導が可能となっております。また今回の変更案件は、既に養鶏場として機能しており、別の用途として開発する予定は聞いておりません。佐用森林地域の縮小の説明は以上です。

○会長　ただいまの事務局からのご説明について、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

○4番委員　確認だけですが、養鶏施設でも農用地であれば農業施設としてそのまま農業地域として残ると思うのですが、これは林地を林地開発として開発した施設なので、白地になるということに理解してよろしいのでしょうか。

○事務局　そうでございます。

○5番委員　この事象が発生したのはいつでしょうか。既に年数が経過しているよ

うに感じるのですが。

○事務局　こちらは林地開発許可がおりたのが、昭和63年10月でして、完了したのが昨年度でございます。養鶏場については、平成11年に造成が完了しておりますして事業がスタートしております。

○5番委員　これはそれでは事後承諾ということになるのでしょうか。

○事務局　林地開発許可におきましては、災害の防水・水害の防止・水の確保・環境の保全の許可条件を遵守させるのに支障があるときのみ完了前の使用は開始してはいけなくなっておりますが、今回の場合はそれに該当しないため、林地開発完了前に事業がスタートすることには問題ありません。なお、森林法においては開発完了後に地域森林計画から除外されることになっており、その前に土地利用基本計画が先に森林ではなくなったところは森林地域から外すということになっております。

○5番委員　それは法的な根拠が何かあるのでしょうか。それを聞きたいのです。事後承諾になってもよいのかということ。

○事務局　森林保全室で班長をしております山崎と申します。ちょっと説明を補足させていただきます。当養鶏場につきましては、昭和63年に1回目の当初の林地開発許可があったのですが、その後用地取得等で養鶏場の増設がございまして、そのときに変更許可の申請がありました。変更許可の際にも災害の防水・水害の防止・水の確保・環境の保全の許可条件がございました上で、許可を行っております。最後の増設がですね、平成27年7月1日に変更申請が出ておまして、その変更許可に基づく施設の開発が完了したのが平成27年9月であったということになります。以上です。

○会長　いかがでしょうか。完了にともなう計画図の変更ということですね。

○2番委員　今の質問ですが、おそらく増設の定義があいまいだったのではないのでしょうか。それでご質問されているような気がします。

○事務局　事業自体が終わって完了確認が終わったのが平成27年でございますので、それから森林法の適用から除外されるのが今年度になるので、今の時期に土地利用基本計画においてもやらざるをえないということです。

○6番委員　たぶんご質問の趣旨は、先に国土利用計画審議会でオッケーを出さないのに、進んでしまって良いのかということで、法的な仕組みをちょっと解説してくださいということではないでしょうか。これは以前から今日ご欠席の委員さんからもしよっちゅう言われていたことなので、何回も出席している人はわかる人もいると思いますが、私ももう一回聞いてもいいかなと思いますので、その辺ちょっと法律の仕組みですね、申し訳ないのだけどこの審議会は後追いだという仕組みを解説していただけますか。

○事務局　一番最初に説明しました参考資料の13ページをお願いします。森林地域の縮小案件については、今回白地が生じるということで、下の方の矢印に沿って手続きが進められます。当然この地域は⑤の地域森林計画に指定されておりまして、⑥で開発行為、これが昭和63年に林地開発許可がなされたと、そこで森林審議会の審議があり、その段階で白地が生じますので、国土利用計画審議会へ情報提供があるのですが、この案件はたまたま昭和63年の許可ですので、白地が生じるときに国土利用計画審議会に情報提供するというルールが決まったのが、平成23年ですので、それ以前のは国土審への情報提供はないのですが、開発行為を着手して開発行為が完了したというのが平成27年です。それ以降に国土審への審議が⑦-2で行われることになっております。それを受けまして⑧の森林地域の縮小が行われますので、その後、⑨で森林法の地域森林計画の縮小が行われるという流れでございます、事象は後追いのように見えますけども、国土利用計画法での手続きを踏んでおりますので、ご理解いただければと思います。

○4番委員　ちょっと補足させてください。森林法の開発許可というのは、すぐ実行されるかわからないものもあり、その後計画通り実行していくかという話のも

ので、最初に土地利用基本計画を変更してしまうと実行されない場合、また元に戻さないといけなくなるということがあるので、場合によったら20年とか長期の開発のケースもあったりしますので、実行されたのを確認してから土地利用基本計画を変更するというスタイルになっているのだと思います。ですので、林地開発許可したもので、実際に過去何十年の間、着手されないケースも何件かあったかと思いますが、そういう場合には、林地開発許可したけれど土地利用基本計画では森林のまま残しているのだと思います。

○2番委員　だから途中で事業を始められたとかそこではなくて、最終的に許可された開発が完了したという説明ならよかったですけど、増設とかそういう言葉があるから一旦終わったものがまたという風に感じた。当初の計画が進んだけど、最終的に完了したのが昨年という説明ならみなさん理解できたのかなと思います。

○会長　たびたびこの話はでてきますが、理解を深めて頂く大変良い機会になったと思います。その反面、疑問点もでてくるかもしれませんが、他にいかがでしょう。

ただいま諮問案件について事務局から3件ご説明いただき、ご意見ご質問をいただいてまいりました。特に他にご意見がございませんので、一括してお諮りしたいと思いますよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

それでは、諮問案件3件につきまして、当審議会として異議なしとして答申してもよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

はいありがとうございます。ご異議がないようですので、異議なしと答申させていただきます。なお、答申の作成につきましては会長に一任していただくということをお願いしたいと存じますが、差し支えございませんでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

ありがとうございます。以上で議案にありました諮問案件は終了いたしました。  
続きまして、報告案件としまして「森林地域の縮小案件」6件につきまして事務局の方からお願いします。

○事務局 報告案件についてご説明します。

資料の4ページをお願いします。先ほど補足もしていただきましたが、森林地域の縮小のうち、5地域のいずれにも該当しない、いわゆる白地地域が生じない場合は、国土利用計画審議会として適当と認めたものとして取り扱い、その案件については審議会へのご報告とすることを議決していただいております。今回、ご報告する案件は、全て森林地域の縮小でして、いずれも都市地域内であるため、白地地域は発生いたしません。6件まとめてご報告させていただきます。

まず一つ目、神戸森林地域の縮小です。場所は、神戸市須磨区桜の杜で、神戸市営地下鉄妙法寺駅より北東に600メートルの場所に位置しております。周囲一帯が、航空写真で見ても分かりますとおり、住宅地として形成されており、交通の便が良く、住宅地として適した場所であるという観点から住宅団地の造成を目的とした林地開発許可申請がなされ、平成27年9月に完了確認がなされております。住宅団地の造成により現況は森林ではなくっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。なお、現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小し、都市地域のみとする予定です。縮小面積10ヘクタールです。

続きまして5ページをお願いします。2件目は神戸森林地域の縮小で、場所は、神戸市西区伊川谷で、区域東側に阪神高速7号北神戸線が走り、区域北側は神戸西バイパスに接しており、周囲500メートル以内には住宅地はありません。太陽光発電施設の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成27年12月に完了確認がなされております。太陽光発電事業の設置により現況は森林ではなく

っており、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現在この区域は、さきほどと同様に都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみとする予定です。縮小面積5ヘクタールです。

続いて資料の6ページをお願いします。報告案件3件目は三木森林地域の縮小です。場所は三木市別所町で、北側に三木環状線があり交通のよい場所である。周辺は山地及び農地が中心であり、隣接して工場があるほかは、近隣には住宅はほとんどない場所です。ここは産業廃棄物最終埋立処分場の設置を目的とした林地開発許可申請がなされ、平成27年9月に完了確認がなされております。最終完成後は、申請者の資材置き場として使用され、現況は森林ではなくっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。こちらも都市地域及び森林地域が重複しておりますが変更後は、森林地域を縮小し、都市地域のみとする予定です。縮小面積2ヘクタールです。

資料の7ページをお願いします。報告案件4件目は赤穂森林地域の縮小です。場所は赤穂市西有年で、国道2号沿い、馬路池に隣接する緩勾配の山林で、岡山にほぼ近接しておる場所です。太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可申請がなされ、平成27年6月に完了確認がなされております。こちらも現況は森林ではなくっており、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小し、都市地域のみとする予定です。縮小面積6ヘクタールです。

資料の8ページをお願いします。豊岡森林地域の縮小です。場所は豊岡市但東町奥矢根という場所です。県道口小野矢根線に隣接しており、県道と平行して奥矢根川が流れております。平成16年の台風23号による災害復旧事業を中心とした公共事業に要する盛土材料として良質な土を有することから土地の選定が行われ、土石等の採掘及び資材置き場の造成を目的とした林地開発許可申



請がなされ、平成28年1月に完了確認がなされております。こちらも現況は森林ではなくっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。また現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小し、都市地域のみとする予定です。縮小面積4ヘクタールです。

資料の9ページをお願いします。報告案件最後になります淡路森林地域の縮小です。場所は淡路市津名の郷で、海岸線から北西方向の山間部に向かって約2kmの距離に位置する丘陵地です。もともとは、関西国際空港向け埋め立て用土砂採取事業跡地で、周辺に集落及び主要道路等もなく、防災上の問題も比較的少ないことから当該区域が選定されました。太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可申請がなされ、平成27年6月に完了確認がなされております。現況は森林ではなくっており、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現在この区域につきましても、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小し、都市地域のみとする予定です。縮小面積61ヘクタールです。以上でご報告を終わります。

○会長　　ただいま事務局からご説明していただきましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

○7番委員　　今回すべて変更前は都市地域と森林地域が重複した場所になりますが、太陽光発電などが完成すると都市地域になるということですが、これは重複していなかった場合どうなるのでしょうか。

○事務局　　重複していなかった場合は白地地域になりますので、さきほどの佐用の森林地域と同様に審議会での諮問案件となります。ただ白地地域になりましても都市計画法や緑条例などで、土地利用の規制・誘導が図られますので乱開発等は防げるかと思われまます。

○7番委員　　ついでにお伺いしますけれども、先ほどの養鶏場ですと、すごく時間

がかかって最終的に今出てきたということですが、もし開発が途中で止まってしまっても森林ではなくなって完成もしなかったという場合は、やはり白地になるのでしょうか。

○事務局　あくまでも完成してから土地利用基本計画では森林地域を除きます。森林法におきましても完成してから森林から外されますので、完成せずに途中で止まった場合は、森林に戻していただくことになるかと思えます。ですので森林地域のままでございます。

○8番委員　6ページの三木森林地域の縮小についてですが、これはなぜ右と左にわかれて森林が残っているのでしょうか。これは議論にならなかったのでしょうか。

○事務局　これは残置森林だと思いますが、林地開発許可の場合、面積に応じて周囲に森林を残さなければならないことになっております。

○8番委員　そんなものですか。ややこしいと思ひまして。

○事務局　航空写真の南側などは森林がまだたくさん残っておりますので、それに合わせて残置森林があるのかと思ひます。

○8番委員　東側ではないですか。森林の責任者にちょっと説明をお願いします。

○事務局　森林法上、環境の保全の中に、森林を残す残置森林の基準がございまして、工場・事業場の場合は、開発区域の25%は森林を残しなさいという基準があります。残す位置は周辺部に残しなさいということになっておりますので、その基準に基づく結果かと思ひます。

○8番委員　わかりました。

○会長　はいありがとうございます。いかがでしょう。特にご意見がございませんので、審議会として支障ないものとして取扱いたいと思ひますが宜しいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

それでは続きまして、報告事項としまして、一つ目「兵庫県国土利用計画（第五次）案について」、事務局より報告願います。

○事務局　では、報告資料1-1「兵庫県国土利用計画（第五次）案の答申後の主な修正箇所」を中心に、報告資料1-2の概要版と報告資料1-3の本文をご覧いただきながら、説明させていただきたいと思っております。修正箇所は赤字にしております。報告資料1-1をお願いいたします。先月答申いただきました計画案に対しまして、県幹部が集まる会議において、何点か意見がございました。まず、県土の利用区分毎の規模の目標における「農地」の面積目標について、農林水産ビジョン2025と整合性を図るべきとの意見がございました。これへの対応につきましては、報告資料1-2、概要版の2ページ目の左下になりますが、「農業振興地域整備基本方針」に定める農地（優良農地）の数値を農地の下にカッコ書きで再掲し、目標算出に用いたことを明確化いたしました。報告資料1-3、本文の24ページも同様に修正をいたしました。考え方といたしましては、農林水産ビジョン2025に準じて策定した「兵庫県農業振興地域整備基本方針」におきまして、荒廃農地の発生抑制を図るなどにより、農業振興地域内において確保すべき農用地面積の目標、平成37年に62,500haと定めております。国土利用計画の農地面積目標の算出におきましても、この数値と、それ以外は平成18年～平成26年（2006～2014）のすう勢、減少傾向でございますが、これを用いて算出、両者を足し合わせることであり、トレンドのみでは2.5%減となってしまうところ、1.9%減まで減少幅を抑制しております。次に、県土の利用区分毎の規模の目標における「その他」の面積の増要因を示すべきとの意見がございました。「その他」とは、県土の全体面積から、農地、森林、水面（ため池、ダム湖）・河川・水路（農業用水路）、道路、宅地（住宅地、工業用地等）の合計面積を差し引いたものであり、個別の積算はございませんが、増要因としては、非農用地化された雑種地、空き地、太陽光発電施設用地等が考えられることから、概要版の2ページ目の左下と本文の24ページに記載をいたし

ました。次に、西宮のアパレル跡地の開発といったものも盛り込むべきとの意見がございました。これへの対応につきましては、本文の19ページでございますが、「神戸・阪神地域」のところに「大規模工場等の跡地においては、その立地条件を活かした土地利用転換を促進し、良好なまちづくりを実現する。」と記載いたしました。概要版の2ページ目の右上の方にも、同様の記載をいたしました。最後に、都市地域について、市街化調整区域での「まちづくり」というよりは「開発許可制度の弾力的運用」とすべきとの意見がございました。これへの対応につきましては、概要版の2ページ目の左上でございますが、「市街化調整区域における地域の実情に応じた開発許可制度の弾力的運用等」に修正いたしました。なお、本文の10ページの記載につきましては、市街化調整区域に限定しない書きぶりとなっておりますことから、そのままいたしました。以上、「兵庫県国土利用計画（第五次）案について」、ご報告申し上げます。なお、先週の17日（金）にこの案によりましてプレスリリースさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○会長     ありがとうございます。ただいまのご報告につきましてご意見ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは引き続き、兵庫県土地利用基本計画書の変更につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局     報告資料2「兵庫県土地利用基本計画書の見直しについて」をお願いいたします。「1 見直し理由」でございます。土地利用基本計画については、昭和50年に策定して以来、基本となる国土利用計画の策定等に伴いまして、これまでに5回、計画書の変更を国土利用計画審議会でのご審議を経て行ってまいりました。平成27年8月には、国土利用計画の第五次全国計画が策定され、これを受けて今年度末、県の計画を策定する見込でございますことから、来年度、土地利用基本計画書を見直したいと考えております。「2 見直し内容」でございます。新たな国土利用計画を基本といたしまして、都市・農業・森林・自然公園・自然

保全の五地域の土地利用の基本方向等を定める計画書の見直しを検討いたします。

「3 見直しスケジュール」でございます。前回の計画書変更のスケジュールに則ったものでございますが、10月頃までに事務局で変更案の検討、11月頃に本審議会に諮問させていただけたらと考えております。そして、12月頃に市町、国交省から意見聴取を行い、年度末に答申をいただけたらと思っております。なお、国からの意見聴取手続の詳細が未定のため、その時期につきましても流動的でございます。以上、兵庫県土地利用基本計画書の見直しについて、ご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○会長 ただいまの事務局のご報告に対しまして、何かご質問ご意見がございましたらよろしくお願いたします。この計画書は、最初にご説明いただきましたように、計画図とセットになったものです。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見ございませんので、本日の議題は終了いたしました。大変長時間にわたりましてご熱心にご議論いただきましてありがとうございます。あとの進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 会長、委員の皆様ありがとうございます。本日ご審議いただきました、土地利用基本計画の一部変更につきましては、今後、国土交通省との変更協議を経て、3月下旬に変更告示を行う予定です。また来年度につきましては、今年度の国土利用計画の変更に引き続きまして土地利用基本計画書の見直しを予定しておりますので、審議会でご意見をいただきたいと思います。以上をもちまして、第61回国土利用計画審議会を閉会します。本日は、長時間にわたりどうもありがとうございました。